

行田市内の公共建築物等における木材利用促進協定

行田市が整備又は補助する建築物等の構造や内外装に県産材を積極的に活用できるよう、一般社団法人埼玉県木材協会（以下「協会」という。）が、技術支援や情報提供を行うことで、2050年カーボンニュートラルの実現や市内木材産業の活性化、並びに森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に貢献するため、協会と協定を締結しました。

【協定相手方】

一般社団法人埼玉県木材協会

協定締結日：令和7年2月3日

有効期間：令和11年3月31日まで

対象区域：行田市全域

【協定の内容】

🌲 協会の「建築物等における木材の利用の促進に関する構想」

➤本市が整備又は補助する建築物等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用できるように、本市に対して技術支援や活用可能な県産材等の情報提供を行うことにより2050年カーボンニュートラルの実現や市内木材産業の活性化等に努め、森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に貢献していく。

🌲 構想の達成に向けた取組の内容

➤本市が実施している行田市県産木材活用促進支援事業等の実施をはじめ、県産材の積極的な活用への協力を契機として、市内の公共建築物等における木造化及び木質化への取組に対する技術支援を行うとともに、取組を広く情報発信することにより、公共建築物等における県産材の利用について普及啓発を図る。

➤本市が整備又は補助する建築物等の木造化及び木質化に対して、県産材の安定供給に努める。

🌲 構想の達成のための本市による支援

➤協会の構想の達成に向け、定期的な情報共有及び意見交換への協力並びに本協定に基づく取組を積極的に広報する。

